



～文教のまち西原～

にしはら

2011
4
No.470



西原から支援の手を！

西原町では、日本赤十字社沖縄県支部西原町分区(上間明分区長)が義援金の募集を行っています。あなたの善意をお寄せください！(裏表紙に関連記事)
お問い合わせ：福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311

町の世帯・人口 平成23年2月28日現在		
人 口	男	17,403 人
	女	17,347 人
	計	34,750 人
世帯数		13,059 世帯

今月のトピックス

平成23年度施政方針 2

- 特定健診のお知らせ……………10
- ゴールデンウィークのゴミ出し…20
- 西原町日常生活圏域ニーズ調査……………13
- 口座振替のご案内……………21
- 国民年金学生免除……………16
- 平成23年度 あがリティーダウォーキング…24
- 国民健康保険の特別徴収……………17

東日本大震災の支援のため、義援金の募集を開始

3月11日午後2時46分ごろ、三陸沖を震源に国内観測史上最大のM9.0の地震が発生し、津波、火災などにより広範囲で甚大な被害を受けました。現在も死傷者が増え続け未曾有の大災害となっています。被害を受けた地域の支援のため、日本赤十字社沖縄県支部西原町分区(上間明分区長)が義援金の募集を行っています。各自治会を通じた地域への呼びかけのほか、町役場や中央公民館、町立図書館、町民体育館に募金箱を設置しています。町民のみなさまのご協力をお願いします。



お問い合わせ：福祉部福祉課 社会福祉係 ☎945-5311 (内線121)

まなや がんじゅう学び舎で地域のリーダーを目指せ！

「平成22年度がんじゅう学び舎(町子ども会育成連絡協議会主催)」が2月11日から13日の間で開催され、各地域の子ども会から28名の児童が参加、県立玉城青少年自然の家での2泊3日の研修を受講しました。本事業は、生活技能の向上、自立心や社会性を育み、主体的に判断し行動できる資質や能力を培うとともに、地域の誇りと自信、連帯感を持った青少年の育成を図ることを目的としたリーダー研修です。

3日間の研修では、リーダーの心得やレクリエーションの講義をはじめ、島ぞうりカービングや島菜そばのそば打ちなどを体験。また、共同生活を通じて他の学校の児童と助け合って過ごし、交流を深めました。参加した児童には、3日間でリーダーとして成長した証に、研修終了後、ひとりひとりに修了証が渡されました。参加した児童は「5分前行動が身についた」「たくさんの友達ができて、とても仲良くやれた」という感想や「機敏に行動できなかったので、ほかの学校の人を見習いたいと思った」などの反省を口にしました。



生活研究会の ま～さいび～んどお

ひじきとササミのきんぴら



材 料 【4人分】

ひじき(乾)	20g	削りがつお	5g
ササミ	200g		
ごま油	大さじ2	A {	酒……………大さじ1
ごぼう	1本		砂糖……………大さじ2
人参	2/3本		しょうゆ……………大さじ4
赤唐辛子	1～2本		
みりん	大さじ2		

作り方

- ① ひじきは洗って水につけておく。
- ② スライサーでごぼう、人参は千切にする。ササミも千切にする。
- ③ フライパンにごま油を熱し、ごぼう、人参を炒めしんなりしてきたらササミを入れ八分とお火を通す。
- ④ ①を加えてさっと炒めたら、Aを加えて味をからませる。汁気がなくなるまで炒めみりんを加えたら削りがつおを加え、残りの汁気を吸わせるように炒める。

編集・発行／西原町役場

西原町字嘉手苅112番地

☎098(945)5011

印刷／(株)平山印刷

き続き要請活動を推進します。

4 福祉の充実

障害者や高齢者、児童などを含む全ての町民が生きがいのある豊かな生活を送ることができ、明るく住みよい社会を実現するために、保健・医療・福祉の調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めます。

(1)高齢者福祉

本町の高齢者人口は、ゆるやかながらも年々増加の傾向にあることから、高齢化社会の将来像を見据え、町高齢者保健福祉計画「ことぶきプラン2009」に基づき、各種高齢者福祉サービスの充実強化に努めます。

介護保険事業は、第4期介護保険事業計画に基づき、ショートステイの増床など可能な限り在宅で介護が継続できるように介護保険サービスの拡充を図るとともに、保険給付費の適正化に努めます。また、引き続き介護予防事業を積極的に推進するとともに、健康な高齢者づくりのため、いいあんべー家及びいいあんべー共生事業の拡充を図ります。さらに、地域包括支援センターとの連携により、高齢者が健康で住み慣れた地域で安心

して暮らしていけるまちの実現をめざします。

高齢者ができる限り要支援・要介護状態に陥ることなく、その人らしい生活を継続することができるよう努めます。そして在宅老人移送サービスの事業などを継続して実施するとともに、寝たきりの高齢者を介護している家族に対し、介護用品の支給を行います。高齢者が生きいきとしたライフステージを実現できるよう健康づくりと生きがい対策を図るため、引き続き町老人クラブ連合会や町単位老人クラブへの補助金の助成を行います。

本格的な高齢化社会を迎える中、豊かで活力に満ちた地域社会を維持していくためには、高齢者が培ってきた知識と経験を活かすことが大切です。そのため、今後とも希望に満ちた社会参加を進めている町シルバー人材センターの支援に努めます。

(2)児童・母子(父子)福祉

次世代を担う子供達が健やかに生まれ育つことは、国民全ての願いであります。しかし、子供達を取り巻く環境は、出生率の低下や核家族化、女性の社会進出、都市化などによって大きく変貌してきています。このような中、子育て

を支援し安心して子供を生み育てることのできる環境づくりを推進するため、「町次世代育成支援行動計画」に基づき、さらなる児童福祉の充実に努めます。そして、子育てと就労の両立支援策として保育に欠ける乳幼児の保育園への受け入れ及び慢性的な待機児童の解消に努めます。今年度は、認可保育園の移転改築に対し建設費の助成を行い、入所定員の増加に努めるとともに、一園の認可保育園の開設に伴い、運営費の助成を行います。また、認可外保育園に対する助成の充実に努めるなど、多様な保育ニーズへの適切な対応を図ります。

児童健全育成については、児童館や放課後児童クラブなどの充実強化に努めます。

さらに、今年度においては、与那原町、中城村と連携し、三町村共同でファミリーサポートセンター事業の実施に向けた準備期間として取り組みます。

小児の医療費については、引き続き入院費の助成対象を、乳幼児から中学校卒業まで行い、児童生徒の保健の充実に回り健やかな成長を支援します。

また、生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こ

んにちは赤ちゃん事業」の継続実施で、さらなる子育て支援の充実を図ります。

児童虐待については、増加傾向にある要保護児童対策のため、児童相談員の充実強化を図り、きめ細かく、かつ適切な窓口相談に努めます。また、要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るとともに、関係機関との連携を密にし適切な支援を行います。

母子父子家庭については、引き続き母子父子家庭等医療費助成を行っていきます。昨年8月より児童扶養手当法の一部が改正され、受給対象が父子家庭にも拡充されました。また、西原町母子寡婦福祉会補助金を交付し、会の育成を図ります。

(3)障害者(児)の福祉

全ての人が個人として尊重され、安全かつ快適に暮らすことができ、自らの意思で等しく社会参加し活動することは、とても重要であります。そのようなことから、障害をもつ町民が暮らしやすい社会をめざして策定された町障害者計画「ほのぼのプラン2009」及び町障害福祉計画に基づき、各種の生活支援の充実強化に努めます。

障害者の社会参加の促進については、県の福祉のまちづ

きび生産の振興に努めます。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)については、安心して医療が受けられるように、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な制度運営に努めます。

6 産業の振興

(1)農業の振興

国は、新たな政権誕生のもとに「食料・農業・農村基本計画」を策定し、農政転換政策を推進しようとしています。また、「平成の農地改革」と称される農地法等の改正が行われたが、これは農地制度の原則を「所有」から「利用」へと転換するものであります。農地転用規制の厳格化や遊休農地対策の強化などが講じられ、農地の賃借についての規制が緩和され、一般法人等の農業参入が可能となりました。このような中、本町においてもこれからの農業の担い手確保に真剣に取り組んでいくことが求められています。

さとうきびは、新たな経営安定対策が導入されたものの依然として厳しい状況にあります。今後とも、西原町さとうきび生産組合をはじめ、関係団体などと連携を強化し、本町の基幹作物であるさとう

くり条例などの啓発・広報活動を推進し、生活環境のバリアフリー化に努めるとともに、外出支援事業のタクシー利用料助成事業などについても継続して実施します。そして、町主催の事業などにおける手話通訳の配置を引き続き行うとともに、今年度から身体障害者自動車運転免許取得・改造助成事業を実施することにより障害者の社会参加の促進と支援に努めます。

小児慢性特定疾患児への支援として、日常生活用具の給付を継続し、経済的負担の軽減と日常生活の便宜を図ります。

心身障害者(児)見舞金については、今年度も引き続き、精神障害者保健福祉手帳所持者への拡大を図り、障害者の福祉充実に努めます。

発達障害児の支援として、小学校就学前児童を対象に健診後の親子療育事業「親子ひろば」を引き続き実施します。精神保健福祉事業については、在宅精神保健の充実強化のため、町地域活動支援センター「さんさん」と連携を図り、精神障害者の社会復帰を支援します。

(4)地域福祉活動の推進

町民の多種多様なニーズに対応した活力あるふれあいの

きび生産の振興に努めます。園芸作物については、消費地に近い地理的条件を活かし、高品質で収益性の高い作物の安定出荷を推進するために、関係機関や関係団体と連携を強化するとともに、農業施設補助金などを交付し振興を図ります。

今後の農業振興にあたっては、遊休農地の解消及び担い手の育成・確保が重要であります。そのため、「西原町耕作放棄地解消対策協議会」を設置し、その対策に取り組んできました。昨年度は町産シマナーの粉末を活用した島菜サーターアンダギーを西原町のブランドとして商品化につなげることができました。この特産品の完成で、流通販路の拡大が図られる見通しができ、生産農家の働く意欲が高まり、今後、担い手農家の育成に弾みがつくものと期待を寄せています。今年度もその生産基盤の確保のため、農業委員会及び耕作放棄地解消対策協議会並びに関係団体と連携を強化し、耕作放棄地の開墾を行い、農産物の生産拡大に努め、農地利用集積など農地の流動化に積極的に取り組めます。

望ましい食生活の実現に向けた食育の推進及び学校給食

「にしはら健康21」等に基づき、明るい住みよい健康福祉のまちをめざします。

(1)母子保健事業の推進

「西原町次世代育成支援行動計画」に基づき、妊産婦や乳幼児期の健康管理を行います。妊婦健康診査においては、引き続き14回分の助成を行い受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病予防の視点も含めた妊婦などへの支援に努めます。

また、感染症を予防するため、従来の予防接種に加え、



平成23年1月から開始したヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン接種を行うとともに全面無料化を継続し、はしかゼロをめざすなど、疾病予防に努めます。

(2)成人保健事業の推進

20代、30代の若い世代の健診及び保健指導の充実を図るとともに、40代以降では、特定健診・特定保健指導を行い、生活習慣病の温床である肥満と慢性腎臓病対策を重点的に実施します。

また、本町の死亡原因第一位のがん対策としては、早期発見するために各種がん検診の充実を図るとともに、引き続き個別検診を取り入れ受診しやすい環境づくりに努めます。

さらに、女性の健康を守る

国民健康保険については、県内の多くの市町村が赤字を抱える中、本町においても医療制度改革の影響や保険給付費の伸びなどに伴い、依然として厳しい財政運営が強いられる状況にあることから、医療費の抑制を目的とする各種の保健事業を実施し、医療費の適正化に向けてレセプト点検を強化します。また、保険税の収納率向上特別対策事業を継続し、税の徴収率を高めるとともに、今年度は国民健康保険税の見直しも検討し、国保財政の安定化を図り、健

への地場農産物の利用拡大、地元農産物・食品を地元で消費する地産地消の推進を図ります。

畜産業は、昨年の口蹄疫問題や飼料価格の高騰などの影響により、依然として厳しい経営状況にあります。町としては、今後とも混住化による環境問題に配慮しながら、畜産農家の経営基盤の安定、体質の強化、飼育技術の向上、優良種畜の導入、家畜予防注射などを実施し畜産業の振興を図ります。

（2）水産業の振興

水産業は、与那原・西原町漁業協同組合との連携を強化するとともに、漁業の生産性の向上及び安全確保に向け、水産奨励補助金などを交付し、漁業の振興に努めます。また、より良い漁業の環境づくりのため、船だまり整備などの課題事項についても県と協議のうえ取り組みます。

（3）林業の振興

森林は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成など、公益的機能を有し、地球環境や人間生活に重要な役割を果たしています。このような中、今年度は施肥保育、雑草下刈り、松くい虫被害木伐倒駆除など、自然環境の保全形成、森林の整備推進を図

り、緑豊かなまちづくりに努めます。

（4）商工業の振興

国内経済の動向は、輸出や生産が減少し、雇用情勢が急速に厳しさを増すなど、不安定な動向が続く、未だ景気に不透明感が漂い、県内経済や中小企業を取り巻く経済環境は、今なお厳しい状況下にあります。

商工業振興については、町内に大型ショッピングセンターがオープンして以来、近隣市町村から多くの買い物客が訪れています。町商工会との連携を強化しつつ、既存商店と大型店舗がお互いに相乗効果を高めながら共存共栄ができるよう努めます。

また、工業専用地域の基盤整備（道路）や東崎商業地域などへの企業誘致、企業立地に対する課税免除などを推進するとともに、地元企業への公共事業などの優先発注、町産品優先使用などにより、町内企業の育成を図ります。

県内の雇用情勢は、依然として深刻で厳しいものがあります。昨年11月に設置した「西原町雇用サポートセンター」の開所により、町民の雇用機会の創出・拡充が図られ、新たな雇用の創出により失業対策を進め産業の振興による地

域活性化を推進します。今年度は、町のホームページを活用して求人・求職者の登録を行い、雇用創出の確保に努めます。

観光振興については、本県の独特の歴史・文化と自然資源の魅力が相まって、国内有数の観光地として多くの観光客が訪れています。本町においても、これまでのゴルフ観光やマリントウン地域の海浜レクリエーション空間を活用し、特にマリンスポーツイベントや音楽文化イベントで賑わってきております。今後は、国指定の文化財「内間御殿」など、町内の地域資源の発掘と活用、さらに地場産品の開発などにより観光基盤の整備に取り組みます。

7 安全で住みよい生活環境の整備

（1）道路網及び排水の整備
住民生活及び産業活動に不可欠な安全性と利便性を確保し、快適で住みよい生活環境の整備を図るため、課題事項である排水路整備を進めます。

今年度は町道小那覇マリントウン線と町道小那覇8号線の供用を開始し、小波津川河川への車道橋、人道橋の4橋梁の整備を行い、さらに町道

に架かる橋梁の管理充実を図るため、橋梁の長寿命化修繕計画の策定に取り組みます。

また、洪水の防止・防災対策の強化を図るため、雨水利用促進助成や地域の安全・防犯を強化するため防犯灯の拡充を図ります。

国、県事業については国道329号与那原バイパス（西原区間）や県道浦添西原線、同那覇北中城線事業、小波津川河川改修事業を推進し、さらに土砂災害なども国・県に要請しながら整備や事業化に向けて取り組みます。

（2）都市基盤施設の整備

アメニティー豊かな都市空間の形成を確立するため、今後も引き続き、町都市基本計画に基づいて策定された市街地整備プログラムの指針を踏まえ、市街地整備や道路、公園、下水道整備など、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。また、本町には内間御殿や運玉森、傾斜緑地など歴史・文化・景観資源があり、これらを活用し自然と文化、都市が調和する環境づくりをめざした景観計画の策定に取り組みます。マリントウン地区では、西原きらきらビーチ、東崎公園、東崎都市緑地が多くの町民などに活用され賑わっておりま

けた省資源・省エネルギー・新エネルギーの推進に努めます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽設備補助金制度を活用するとともに、町生活排水対策推進計画に基づき、「水遊びのできる川」をめざして、河川の水質改善を図ります。

墓地行政については、平成21年度に策定した西原町墓地整備基本計画に基づき、本町の都市計画や土地利用計画と調整を図り関係機関の協力のもと、地域環境と調和が取れるような墓地行政を推進し、無秩序な開発防止に努めます。

8 教育、文化、スポーツの振興

教育の推進にあたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児、児童生徒の健全やかな成長に向け、本町の教育基本目標をめざして国際化・情報化時代のニーズに対応できるよう、学習環境の整備に努めます。また、「心の教育」並びに「西原町教育の日」の取り組みを推進します。さらに町民の文化、スポーツの振興を図るとと

不可欠であり、その果たす役割は極めて重要であります。本町は、これまでも水の安定供給を図るため、年次的に配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて努めてきましたが、今後なお一層の充実を図ります。

事業の実施にあたっては、区画整理事業、下水道事業、道路整備事業などの調整を図るために関係機関との連携を密にし、計画的・効率的な事業執行に努めます。

（4）交通安全施設の整備と安全教育の推進
本町は都市近郊に位置し、通過交通・域内交通量が増大の傾向にあります。交通安全対策として、住民の安全確保と交通事故の未然防止のため、「交通安全の町」と「飲酒運転撲滅の町」を宣言し、横断幕・懸垂幕などの設置、また各種交通安全施策を推進し、交通安全意識の高揚に努めてきました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育についても、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動などを実施します。

（5）消防・防災体制等の確立
災害から町民の生命や財産を守るため、町地域防災計画

をもとに年次的な地域防災体制の確立に取り組むとともに、公共施設や公園、緑地など、避難場所などについては防災マップやホームページにおいて、町民への周知を図り防災意識の高揚に努めてきました。特に、これまで梅雨期・台風などで小波津川の氾濫による災害が相次ぎました。そのため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備により、災害時に迅速かつ適切な防災活動ができるようになりました。災害は、いつ何処で発生してもおかしくないという教訓を踏まえ、今後も町民への防災意識の高揚に努めます。

また、災害時の際に援護を必要としている方々の把握を行うため、「災害時要援護者リスト」の作成をし、援護体制の構築を図るべく町地域防災計画の見直しを行います。

防犯活動については、関係機関・団体と連携し、地域安全活動などを通して、犯罪のない明るく住みよい地域社会の形成を図ります。

消防・救急活動については、町民の火災予防と防災意識を高めるとともに、消防・防災体制の強化に向けて、東部消防組合などと一層の連携・強化に努めます。また、消防の広域化については（仮称）沖

す。土地分譲については、商業用地の早期処分を積極的に推進します。

下水道事業については、小波津、翁長、棚原地内などにおける面整備の拡大を図ります。さらに今年度は、広報活動を強化することで「9月10日の下水道の日」を中心とした全庁的な取り組みと、未接続世帯に対する個別訪問などを行い下水道への早期接続を推進します。また、下水道雨水事業についても、西原西地区土地区画整理事業地区内における水路整備を進めます。

上原棚原土地区画整理事業については、最終局面を迎えており、今年度は未解決物件の解決、街路整備や宅地造成工事並びに換地処分に向けて取り組みます。

（3）上水道事業について

上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、なくてはならないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給することは重要であります。

また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要

もに、多様な学習ニーズに応える生涯学習のまちづくりに努めます。

（1）学校教育の充実

学校教育においては、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から本格実施される新学習指導要領を踏まえ授業時数を確保し、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動するなどの生きる力を育み、思いやり、協調性など豊かな人間性を培う心の教育やコンピュータ教育の充実を図ります。また、特別支援教育の充実を図ります。そして幼稚園で特別支援教育を受けている園児に対して、



預かり保育を実施します。さらに幼稚園入園料及び保育料の徴収体制を強化します。

いじめ、不登校の解消については、スクールカウンセラーを配置し問題解決に努めます。

地域住民の教育力を活用して学校支援地域本部事業を展開します。

今年度も、沖縄キリスト教短期大学及び沖縄キリスト教学院大学と町教育委員会の地域連携事業に関する協定を継続し、名実ともに「文教のまち西原」をめざして教育活動の充実発展に取り組みます。

施設整備面においては、西原中学校渡り廊下新設工事、西原東小学校受水槽等改修工事を実施し教育環境整備に努めます。

（2）学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全でおいしい給食を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも、衛生管理には細心の注意を払って、安心・安全な給食の提供に努めます。

給食費徴収については、徴収嘱託員の勤務時間の延長や滞納者全員への催告書の送付などを行い、口座振替の推進や、

学校・PTAと協力して給食費についての啓発活動を行い、徴収率向上に努めます。また、適切な債権管理のため不納欠損処理について、調査検討をします。

（3）生涯学習の振興

町民の一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動などを含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館は「文教のまち西原」

の生涯学習の拠点として、多くの町民に利用されていますが、さらに利用者のニーズに応えられるよう、図書館資料の整備を進めていきます。また、今年度は子ども読書活動推進計画を策定するとともに、すべての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、絵本を開く楽しい体験といっしょに絵本を手渡す活動として、新たにブックスタート事業をスタートさせます。

中央公民館においては、各種事業や講座などの充実を図り、その成果を発表する機会をつくっていきます。さらに

生涯学習活動の機会及び情報を、町民へ積極的に提供するとともに、引き続き、各小中学校における家庭教育学級の充実を図ります。また、放送大学の情報も積極的に提供します。「ふれあいバス」については、生涯学習時代の町民の研修活動などのニーズに応えるため、購入予定であります。

（4）スポーツ・レクリエーション活動の推進
体育、スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく、豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものであります。町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多様化に因應するため、学校施設、運動公園施設を町民に広く開放し、健康づくりや交流の場としての利用にも取り組みます。また、町民の健康づくり・体力づくりを関係機関・団体と連携を図りながら、より充実した生涯スポーツの振興に努めます。

トレーニングルームの運営管理事業については、トレーニング指導員の配置を増やし、より充実した指導を行い町民の健康づくりに努めます。さらに、バレーボールの盛んな本町の特性を活かし、さわやか杯中学生バレーボール大会を誘致するとともに、ビーチ

努めるとともに、内容の充実強化を図ります。

広聴活動については、情報公開制度の活用や各種審議会、委員会などへの町民公募制度の推進を通して町民参画の機会を拡充するとともに、各種団体などとの対話を積極的に推進します。またEメール、町民アイデア箱、窓口相談員、行政チェックマン制度の充実と活用など、きめ細かな広聴活動の推進に努めます。

13 おわりに

平成23年度の各予算については、申し上げました諸施策事業などを中心に編成しています。（一）内の数字は対前年度当初比率です。

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1)一般会計歳入歳出予算案 | 105億5900万円 |
| | (△2・1%) |
| (2)国民健康保険特別会計歳入歳出予算案 | 43億7347万1千円 |
| | (8・3%) |
| (3)介護保険特別会計歳入歳出予算案 | 15億2938万5千円 |
| | (3・0%) |
| (4)土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算案 | 7億7411万2千円 |
| | (△12・8%) |

バレーボール大会、少年野球教室を開催します。また、きらきらビーチを活用してのビーチ・スポーツの充実・強化を図ります。

（5）青少年健全育成の推進

現代社会が複雑・多様化していく中、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、児童生徒の問題行動や集団飲酒など厳しい状況下にあります。が、それらの問題解決に向けて、今後とも、関係機関・団体と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めます。また、町シルバー人材センターの「子ども見守り隊」との連携や「青色回転灯装備車輛」を活用しながら、登下校時などにおける幼児児童生徒の安全管理を強化します。

（6）文化事業の推進

近年、町の文化振興施策や町文化協会など文化団体の幅広い芸術活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高まっています。今年度も、伝統文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施します。また、地域住民の融和とまちづくりの活性化を図るため、文化庁の助成事業などを活用して地域伝統芸能の保存育成を支援するとともに、字誌（史）等の編集・発刊への助成を行います。

内閣御殿については、整備に向けての基本的な方向性を決める「内閣御殿保存管理計画」の策定に着手し、それに基づいて年次的に整備していく予定であります。また、地域とも連携しながら「内閣御殿復元期成会（仮称）」を発足させ、内閣御殿の復元に向けての環境づくりに努めます。

今年度も文化財ガイド養成講座を開催し、町内の文化財を案内できるボランティアの育成に努めます。

9 男女共同参画社会の推進

本町は、真の男女共同参画社会の実現をめざした各種女性行政施策を推進するため、「さわふじプラン」の計画的体系的な事業執行に努めてきました。政策・方針決定の場への女性登用については、庁内はもとより各種審議会・委員会などへ積極的な登用を図り、県下でもトップレベルの登用率を誇っています。特に今年度は、県内町村では初となる「西原町男女共同参画推進条例（仮称）」の制定に向けたさわふじ懇話会からの答申を受けるとともに、パブリックコメントの開催などにより、本町の男女共同参画について、

町民とともに考えていきます。さらに、女性に対する暴力（DV）の相談窓口の強化、女性の雇用機会の拡大、イクメン事業（町さわふじパパ推進事業）の推進など、男女がその性差を互いに尊重し合い、協力して生活できるまちづくりをめざします。

10 国際交流事業の推進

本県は、歴史的・地理的特性と国際性豊かな県民性を活かした国際交流拠点として、大きな期待が寄せられています。国際交流事業については、今年度も引き続き、町海外移住者子弟研修生受入事業を実施するとともに、琉球大学などの留学生との交流に取り組んでいきます。

今年度は、県の事業として「第5回世界のウチナーンチユ大会」が10月13日から4日間の日程で開催が予定されています。その間に、世界各地の町関係者を結集し、交流を深める「世界のニシハランチュ大会」を開催します。

11 地域活性化事業の推進

地域づくりを進めるには、

12 広報・広聴活動の推進

広報、広聴活動を推進する上で最も基本的なことは、行政の情報を正確かつ迅速に伝達し、行政と町民が情報を共有することにあります。

広報活動の柱でもある広報にしはらは、町民により親しみの持てる広報紙をめざして紙面の充実を図ってきたところでありますが、今後とも内容の充実・改善に努めます。ホームページについては、今後とも正確かつ迅速な情報の提供を図り、メールマガジンやツイッターなどのウェブコンテンツを活用して、多様なツールを通じた広報をめざすことで町民の利便性の向上に



町花木：サワフジ

町の木：ガジュマル

町の花：ブーゲンビリア

健診受診でみな安心！

平成23年度 特定健診

特定健診は、糖尿病など生活習慣病の予防を目的とした、これまでにない検査項目が入っている先進的な健診となっています。健診の受け方は年齢や加入している医療保険によって異なります。下の表でご自身が当てはまる欄を見て、健診の受け方を確認しましょう！

●自分の受診する健診を確認してみましょう●

年齢 平成24年 4月1日 時点	20歳～39歳 昭和47年4月2日～ 平成4年4月1日生まれ	40歳以上の方 昭和47年4月1日以前生まれの方		
加入している保険	全ての医療保険	西原町 国民健康保険	長寿医療保険 (75歳以上)	国保・長寿医療保険以外
受診券の送付	5月上旬に「20・30代健診」受診券を個別送付します。	5月上旬に「特定健診」の案内と一緒に受診券を個別送付します。	5月上旬に長寿健診受診券を個別送付します。	特定健診は各保険により受診券の発行方法が異なります。詳しくは各保険者へお問い合わせください。 がん検診の受診券は5月上旬に町より個別送付します。
健診内容と受け方	〈内容〉特定健診と同様 (診察・採血・尿検査など) 〈受け方〉 以下の①～③のうち、 いずれか1つを受診 してください。 ① 20・30代健診 (中央公民館で受ける) ② 集団健診 (各字公民館や中央公民館で受ける) ③ 個別健診 (玄米クリニックで受ける) ③のみ要予約 ※がん検診:対象外	〈内容〉 ・特定健診 (診察・採血・尿検査など) ・がん検診(胃・大腸・肺) 〈受け方〉 以下の①②③のうち、 いずれか1つを受診 してください。 ① 各字公民館・中央公民館で受ける(予約不要) ※がん検診(胃・大腸・肺)も受診可能 ② 個別健診(病院で検査を受ける) ※指定医療機関では、がん検診も一緒に受診可能 ※その他の病院ではがん検診は受診不可 ③ 人間ドック(要予約) ※がん検診も含まれます ※指定医療機関で受けます	・特定健診 各保険者により特定健診の内容や料金、受け方が異なります。加入している保険者へお問い合わせください。 ・がん検診(胃・大腸・肺) ① がんの集団検診 (予約不要) ② 病院で受けるがん検診 (要予約)	・がん検診(胃・大腸・肺) ① 集団検診は最大で1,900円(検査項目で変動)の自己負担があります。 ② 病院で受ける検診は病院によって異なります。
受診料金	上記〈受け方〉の ①、② → 1,300円 ③ → 1,900円	上記〈受け方〉の①、②いずれも特定健診は無料 ※①でがん検診を受ける場合は、最大1,900円(検査項目で変動)の自己負担額があります。 70歳以上の方は無料です。 ※②指定医療機関でがん検診を一緒に受けた場合は自己負担があります。 ③ 12,300円		
健診期日	① 中央公民館 5/15(日)・6/5(日) ② 町内公民館 (詳しくは健康カレンダーを参照) ③ 玄米クリニック 5/15～12/31までの期間	① 町内公民館(詳しくは健康カレンダー参照) ② 各病院 ③ 町指定医療機関 ※②、③に関しては5月上旬に送付される案内をご覧ください。	① 町内公民館(詳しくは健康カレンダー参照) ② 町指定医療機関 ※②に関しては5月上旬に送付される案内が、福祉部健康推進課へお問い合わせください。	

※受診料金は現時点のものであり、変更する可能性もあります。ご了承ください。

5月よりスタート！

特定保健指導が始まります！

特定健診に関するQ&A

Q 健診を受ける時には何が必要なの？

A 健診の対象となる方には、**受診券**が届きます。
受診の際には**受診券と保険証の2つ***が必要です。
もしも受診券を紛失したり、加入している保険に変更があった時は
お早めに各保険者もしくは福祉部健康推進課までご連絡ください。
※自己負担額のある場合は、受診料も忘れずにお持ちください。

Q 生活習慣病で通院しているけど、特定健診を受診する必要はあるの？

A 必要です。治療されている方こそ特定健診を受診して、体の総合チェックを行ってください。また、特定健診は多くの医療機関で受診することができます。ぜひ一度、かかりつけの先生に相談してください。

Q 健診を受ける人が多いと保険税が上がるの？

A 特定健診を受けることで病気の早期発見および予防が可能になり、医療費を抑えることができます。医療費が上がるほど保険税も上がるため、健診を受ける人が多いほど保険税を抑えられます。特に最近の西原町では、長い間健診を受けていない人が突然、心臓の病気になり、1ヶ月に500～600万円もの医療費がかかるというケースが増えています。**大きな病気になる前に健診を受けて未病ケアを行いましょう！**

子宮がん・乳がん検診のご案内

平成23年度の子宮がん・乳がん検診は6月に案内を送付します。**事前に役場へ申込みが必要な検診**がありますのでご注意ください。申込受付は6月中旬を予定しています。詳しくは広報6月号と通知書にてご案内します。
なお、**偶数年令の制限はありません**。対象年齢に該当する方はすべて受けることができます。

	対象年齢	集団検診 (中央公民館で受ける)	個別検診 (病院で受ける)
子宮がん	20歳以上	役場への申込不要 (会場にて受付)	役場への申込不要 (要病院予約)
乳がん (視触診とマンモグラフィの併用)	40歳以上	要申込	役場への申込不要 (要病院予約)
乳がん(超音波検査)	30～39歳		要申込

お問い合わせ／福祉部健康推進課 ☎ 945-4791

平成23年度 子ども手当について

平成23年度の子ども手当は、今国会で「平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案」が審議されているところです。平成23年4月以降分の手当については、現在の時点（3月7日原稿作成時点）で国会での法案可決の見込みがたっていません。詳しいことが分かり次第、次号の広報にしはらやホームページでお知らせしますのでご了承ください。

※法案審議の結果により、後日所得証明書等の提出を求める場合があります。



お問い合わせ／福祉部福祉課 子育て支援係 ☎ 945－5311（内127）

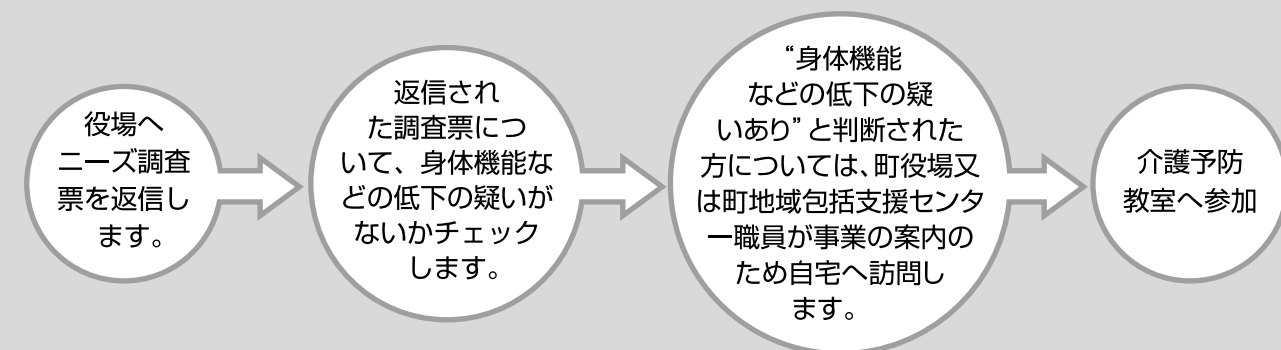
日常生活圏域ニーズ調査を行っています

町では第5期介護保険事業計画を策定するにあたり、“どのような支援を必要としている高齢者が”、“どのぐらいいるのか”等、地域の高齢者の課題をよりの確に把握する調査（西原町日常生活圏域ニーズ調査）を行っています。調査対象者は平成23年3月1日現在、65歳以上の方です。

調査の結果は、町の介護保険事業計画策定の資料として活用させていただくと同時に、介護予防が必要と思われる方には、町役場及び町地域包括支援センターより介護予防教室へ案内するなどして、みなさんの健康や暮らしに役立てていきたいと考えています。

3月中旬頃に調査票を送付しましたが、返信はお済みでしょうか。地域の高齢者の情報を正確に整理するため、多くの質問項目を設けていますが、身近な質問で答えやすいものとなっています。早めに返信していただきますようご協力をお願いします。

介護予防教室への参加までの流れ



「介護予防」とは、元気な高齢者になるべく介護が必要な状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにすることです。「自分はまだ元気だから介護予防なんて必要ない!」と思いませんか? 元気なうちから取り組んでいく必要があるのは、生活習慣病などの病気の予防も介護予防も同じことです。

お問い合わせ／福祉部介護支援課 ☎ 945－5013

「グッジョブ相談ステーション」 巡回相談窓口設置のお知らせ



県内の雇用情勢の活性化を目的に、雇用に関するさまざまな相談に対し、沖縄県の委託を受けた事業者が巡回相談窓口を開設します。地域の求職者及び中小企業向けの相談業務を実施し、雇用促進を推進します。

西原町では、

第1回：4月15日（金）10時～17時を皮切りに、毎月1回実施予定。

（実施日は毎月第2金曜日が定例日です）

○5月以降の日程は、下記のとおりとなっています。（予定）

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
曜日	13日（金）	10日（金）	15日（金）	12日（金）	9日（金）	14日（金）
月	11月	12月	1月	2月	3月	
曜日	11日（金）	9日（金）	13日（金）	10日（金）	9日（金）	

※相談窓口時間：10時～17時（12時～13時昼休み）

お問い合わせ／建設部 産業課 ☎ 945－4540（内401）

ひとり親世帯のみなさまへ

離婚等によりひとりで子ども（18歳の最初の3月31日までにある子、または心身に中程度以上の障害を有する場合は、20歳に達する月までにある子）を養育している方や、両親の不明により代わって養育している方を対象にした**児童扶養手当**があります。

受給するためには、**申請が必要**です。福祉部福祉課窓口で、児童扶養手当制度の説明、申請に必要な書類の案内、資料配布を行っています。

なお、**母子及び父子家庭等医療費助成制度**もありますので、窓口でご相談ください。

※ 申請は本人のみ、代理申請はできません。

※ 年金受給者等は申請できません。

※ 所得により手当月額が変わり、手当がない場合もあります。

※ 生計が同じ（電気料金が同じである等）親族の所得も確認します。確定申告がまだの者がいる場合申請できません。

※ 毎年8月に「現況届」の提出が必要となります。

☆児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けているみなさまへ

平成23年度からの手当月額は次のとおりです。

児童扶養手当

（全部支給のときの月額） **41,550円**

（一部支給のときの月額） **41,540円 ～ 9,810円**

特別児童扶養手当

（1級の月額） **50,550円** （2級の月額） **33,670円**

● 平成23年8月11日振込分から該当になります。



お問い合わせ／福祉部 福祉課 ☎ 945－5311

女性消防団員が住宅用火災警報器の設置を呼びかけ

春の全国火災予防運動(3月1日～7日)にあたり、東部消防組合消防本部(城間俊安本部長)ではさまざまな行事が実施されました。その一環として3月2日、住宅用火災警報器のPRのため、消防団西原分団の女性団員神谷恒子さんと城間千恵美さんが、金城早季さん(琉球絃の女王ミスブーゲンビリア)らとともに、サンエー西原シティでアピール活動を行いました。住宅用火災警報器は6月1日からすべての住宅に設置が義務付けられるため、団員らはパンフレットを配り、買い物客へ周知を呼びかけました。また4日には防火アピール駅伝が行われ、西原分団から6名が参加、火災発生の防止を呼びかけました。



町役場で献血キャンペーン

2月17日、町役場玄関前で献血キャンペーン(西原ライオンズクラブ主催)が実施されました。当日はときおり雨の降るあいにくの天気でしたが、セレモニー後すぐに上岡町長が献血第1号に臨んだのをはじめ、多くの役場職員や来庁者が協力しました。この日は合計87名が献血し、貴重な血液が集まりました。



どこジャガイモが一番でっかい?

農産物生産の意欲向上と自家栽培と農地活用の促進を目的に、小波津自治会で2月20日、「第4回ジャガイモスーパ」が開催されました。ジャガイモ1個の重さを競う「1個の部」では呉屋建二さんが、「10個の部」では小波津祐光さんが優勝。また、ジャガイモの重さを当てるコンテストや、ジャガイモ料理が振る舞われ、ジャガイモづくりの1日になりました。



まちの話題

西原町商工会青年部が30周年記念式典を開催

西原町商工会青年部が平成22年度で30周年を迎えるにあたり、記念式典と祝賀会が2月12日、ムーンテラス東崎で開催され、多くの関係者の出席のもと、節目を祝いました。式典では青年部員を代表して第15代青年部長 與那城史尚青年部長の與那城史尚部長が「今一度、青年部とは何かを自問自答しつつ地域貢献、自己の資質向上に向けて努力したい」と今後の決意を語りました。また、初代青年部長の城間武光さんは「立ち上げに関わった者として、これまでの成長に誇りに思う」と喜びの言葉を述べました。式典後に行われた祝賀会では青年部員やOBが30年の思い出を語り合い、大いに盛り上がりしました。



與那城史尚青年部長



役場職員の接客マナー向上を目指して

日ごろの業務での適切な対応のための知識や態度を習得し、資質の向上を図ることを目的に「平成22年度西原町接遇マナー研修」が2月21日に実施され、役場職員33名が参加しました。研修では講師の平安山利江子さん(office Be smile)の指導のもと、敬語のコツなどを学び、電話対応などの実践練習に取り組みました。平安山さんは講義で「マナーは職場の潤滑油。周囲の人に不快な思いをさせない心配りを表すことが大切」とメッセージを送りました。研修を受けた小橋川明総務部長は「本(マニュアル)を読むより実践が重要。今日習ったことをすぐに明日から実践しよう」と職員に呼びかけました。



▲講師の平安山利江子さん

返事は0.2秒！頼まれ事は試され事！ 一さわふじババ研修会で中村文昭さんが講演

子育てするパパを支援するさわふじババ事業研修会の一環で、「耕せにっぽん活動」などを通じてひとづくりに携わっている中村文昭(旬クロフネカンパニー)さんを講師に招き、3月6日に講演会が開催されました。全国で年間300回以上の講演活動を行う中村さんは講話で「返事は0.2秒。頼まれ事は試され事。できない理由を言わない」など独自のルールを紹介。「一番の子育ては夫婦が仲良くすること。自分たちの幸せの着地点はどこかを夫婦で徹底的に話し合うこと」と力強く訴えました。参加者は笑いあり、感動ありの講演を真剣に聞き入り、中村さんの体験談で涙を浮かべる人もいました。



▲講演した中村文昭さん



西原産シマナーのそば、お菓子はいかがですか？ —「おきなわ花と食のフェスティバル2011」に出店—

西原町耕作放棄地解消対策協議会(城間正一会長)が2月5日から6日にかけて奥武山公園で開催された「おきなわ花と食のフェスティバル2011(同推進本部主催)」に出店、シマナーを使った加工品を展示・販売しました。シマナーの生産と加工品の開発に取り組む同協議会の出店ブースには、シマナーそばやサターアングーなどが並びました。たくさんの来場客が、鮮やかな緑に彩られた品々を買い求め、シマナーの効果的なアピールの場になりました。



西原町と浦添警察署が情報発信のネットワークを構築

地域の犯罪情報や交通安全情報を提供するネットワークの構築を目指して「情報提供に関する覚書」の調印式が2月4日に行われ、町と浦添警察署(親川啓和署長)が調印を交わしました。調印にあたり親川署長は「積極的に住民へ情報発信していきたい。特に子どもや女性の被害防止のため、関連情報は重点的に提供する」と今後の運用に向けた抱負を述べました。この覚書により、浦添警察署からの防犯や交通安全関連の情報が定期的に町へ提供され、町のメールマガジン等を通じて住民に発信されるネットワークが構築されます。



固定資産税(1期分)は5月2日(月)が納期限です

納め忘れのないよう、よろしくお願いします。

町税の納付は口座振替を利用すると便利です。また、町税の納付が遅れた場合は延滞金がかかりますので、お早めに納めてください。滞納が続きますと預金や不動産等の差押を行う場合があります。

※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成23年度各町税の納期

税 目	納 期	第 一 期	第 二 期	第 三 期	第 四 期
町 県 民 税		6月30日	8月31日	10月31日	平成24年1月31日
固 定 資 産 税		5月 2日	8月 1日	12月27日	平成24年2月29日
軽 自 動 車 税		5月31日			

お問い合わせ／総務部税務課 徴収・収納係 ☎ 945-4729

平成23年度 国民健康保険税の 特別徴収(年金天引き)が 4月から始まります。

仮 課 税			本 課 税		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

- 65歳以上から75歳未満の方の国保加入者世帯が対象となります。ただし、年額18万円未満の年金受給者や、介護保険料と合わせた国保税が年金額の2分の1を超える場合には対象外となり、納付書や口座振替等(7月からのお支払い)により収めることになります。
- 窓口での手続きにより、年金天引きから口座振替でのお支払いへ変更することができます。その場合、社会保険料控除は支払った方(口座名義人)に適用されます。
- 特別徴収(年金天引き)のお支払いは偶数月(受給月)の15日となりますが、金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日がお支払い期日になります。
- 特別徴収税額は半年分を仮課税、残りの半年分を本課税(年税額－仮課税額)として計算します。
※ 4月中旬までに仮徴収額決定通知書を送付します。
- ※ 税額更正等に伴い、年度途中での支払方法(特別徴収・普通徴収)が変更になる世帯もあります。

お問い合わせ／福祉部健康推進課 国保賦課徴収係 ☎ 945－4791(内線154)

国民年金学生免除のお知らせ

学生のみなさん！
学生免除の手続きはお済ですか？



学生の方で本人の前年度所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料を猶予し、10年以内は納付(追納)ができる学生納付特例制度があります。

対象者

学校教育法に規定する大学、短期大学、専門学校、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)一部の海外大学の日本分校に在学する方

必要なもの

年金手帳・印鑑・学生証(コピー可)又は在学証明書
※ 代理の場合、委任状(同一世帯でない場合)、身分証明書(免許証、健康保険証等)も必要

平成22年度で学生納付特例制度が認定されている方で、平成23年度も引き続き在学する方は、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要最低限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証は不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書が必要です。

※申請書(ハガキ形式)が送付されていない方は、役場窓口での申請手続きが必要です。

ご注意！

- 平成22年度(H22.4～H23.3)の学生免除受付期間は**4月28日(木)まで!!**
- 3月に卒業し厚生年金などに加入の予定がない方で、引き続き4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、**7月29日(金)までに**一般の「保険料免除」などの申請が必要です。

お問い合わせ：福祉部福祉課年金係 ☎ 945－5311(内線121・123) FAX 944-6551

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行されます。

これまでは障害基礎年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持しているお子様がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、**障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになったお子様がいる場合にも届出によって加算を行うことになります。**

詳しくは下記の照会先までお問い合わせください。

照会先／浦添年金事務所 ☎ 877－0733・福祉部福祉課年金係 ☎ 945－5311(内線121)

借金解決

一人で悩まずにまずはご相談を！
初回相談は無料です。(要予約)

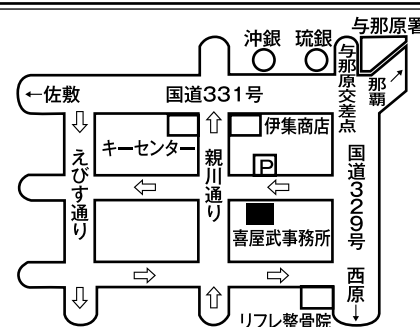
司法書士 喜屋武事務所

与那原町字与那原606番地
営業時間：平日AM9:00～6:00
フリーダイヤル 0120-36-7930



(債務整理おきなわ.com)

サイト ナクソール!



狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。
生後91日以上の子犬を飼っている家庭は必ず登録をし、予防注射を受けさせてください。

1. 日 程 ※都合の良い日に注射を受けてください。

	年 月 日	場 所	受 付 時 間
第1回	4月17日（日）	町民体育館（玄関前ピロティー内）	9時～12時／13時～16時 （12時～13時は、昼休みのため 受け付けません。）
第2回	4月24日（日）	町中央公民館駐車場	
第3回	5月29日（日）	町民体育館（玄関前ピロティー内）	
第4回	6月26日（日）	町中央公民館駐車場	

2. 注射を受けるときの注意事項

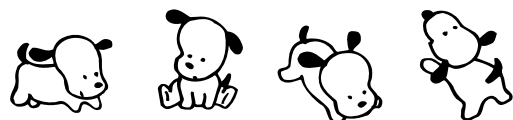
- ①1ヶ月以内に他のワクチン接種を受けたり、体調に不安がある場合は主治医の獣医師に相談してください。
- ②リード・首輪を抜けないように必ず着けてください。胴輪（ハーネス）はダメです。
- ③犬をしっかりと制驭できる（犬の力に負けない）人が連れてきてください。
- ④予防接種後2～3日は安静にし、交配、シャンプーは避けてください。
- ⑤糞尿は済ませてきてください。
- ⑥糞をした場合は飼い主の責任で持ち帰ってください。
- ⑦咬む癖のある犬、他の犬に対して攻撃的な犬は必ず口輪を付けてきてください。
- ⑧首輪に鑑札が付いているか確認してください。紛失の場合は再交付の申請をしてください。

3. 料 金

- 料 金／・予防注射 3,000円
（注射済票のみの方は550円）
・新規登録 3,000円
（鑑札票再交付の方は1,600円）

注意事項

- ①登録している方は、予防注射のみの料金となります。
また、平成23年4月1日以降に既に予防注射を受けている場合は、注射済票のみの料金となります。
- ②注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。
- ③おつりのないようにご協力をお願いします。



お問い合わせ／総務部町民生活課 環境保全係 ☎ 945－5018

固定資産税の課税誤りについてお詫び

この度、固定資産税の家屋に対する課税で、一部事務処理に誤りがあったことが判明しました。町民のみならず並びに納税者のみなさまには、多大なご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

固定資産税は3年ごとに評価額の見直しを行っていますが、平成21年度の評価替えにおいて、家屋の課税処理で最新の再建築費評点数を計算するときの条件設定の誤りで木造（平成4年まで）、非木造（平成元年まで）に建築されたものが、過小評価となっています。

また、木造（平成5年～平成16年）、非木造（平成2年～平成16年）に建築されたものが過大評価されています。

原因は、本来建築年当時の再建築費評点数から、上昇率の連乗で最新の再建築費評点数を計算しなければいけなかったのですが、上昇率を平成21年度分用の1回しか設定しなかったため、間違えた再建築費評点数から評価替え処理を行うという、条件設定のチェックミスにより発生しています。

還付にあたっては、郵送した「還付金振込口座指定書」により行いますので、ご記入いただき、同封の返信用封筒にて郵送（切手不要）をお願いします。

追加徴収の関係者のみなさまには、同封の納税通知書により納付していただきますようお願いいたします。口座振替のみなさまについては、各期の納期限日に口座振替となります。

今後、このようなことが起こらないよう、内部のチェック体制を強化していきますので、ご理解のうえ、今後とも町政に対しご協力いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ／税務課資産税係 ☎ 945－4729（内線143、145、148）

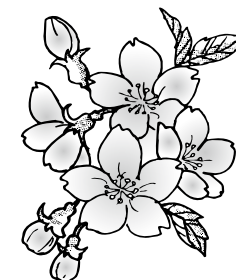
就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。

この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。

この援助の対象は、生活保護受給世帯の「要保護世帯者」と、これに準ずる程度に生活が困窮していると町教育委員会が認定した世帯の「準要保護世帯者」です。

就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。



1. 対象者

町内に住所を有し、同一世帯にて児童生徒を養育している保護者

- （1）生活保護を受けている者（【要保護世帯】として認定します）
- （2）生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者（【準要保護世帯】として認定します）

2. 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護（生活保護）世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。

3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領にて学校に申請してください。

【受付期間】・・・平成23年4月18日（月）～5月20日（金）

- 【提出書類】・・・①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布）
②住民票謄本（同一世帯者全員、続柄の記載されているもの）一部
③課税証明書（同一世帯者のうち、18歳以上の者全員）
④その他（家賃証明書・児童扶養手当証書の写し等）
⑤委任状・口座振込依頼書

※③の書類については課税基準日が平成22年1月1日になりますので、平成22年1月1日に西原町以外の市町村に在住（住民登録）していた方は該当市町村にて③の書類を揃えてください。

なお、同居者のある場合、その方の書類も同じように必要になります。

※追加申請（町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る）については平成24年1月末日まで。

※認定要件を満たしていても、受付期間を過ぎた場合は受け付けませんのでご注意ください。

【提出先】・・・就学先の小・中学校

◇お問い合わせ◇

各小・中学校または町教育委員会学校教育課

☎945-5039（内線513）FAX 945-6770



町民の目線に立ち 町民本位の町政を

3月4日の平成23年第2回西原町議会定例会で、上間町長が述べた平成23年度施政方針は次のとおりです。

1 はじめに

本日、平成23年第2回西原町議会定例会が開催されるにあたり、今年度の町政運営の基本ともなります平成23年度予算案をはじめ、諸議案の説明に先立ち、まず町政運営にあたっての私の所信の一端を申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

2008年秋のリーマンショック以降、世界経済は依然として厳しい状況が続く、日本経済も持ち直しの兆しがあるものの、デフレや雇用不安などを抱えた状況で推移しています。

昨年の6月4日、8ヶ月余で早くも鳩山政権から菅政権へと代わりましたが、菅政権は「官僚主導体制から政治主導体制」や「中央集権から地域主権」への変革を前政権から受け継ぎつつ、政策の3つの理念として「平成の開国」「最小不幸社会の実現」「不条理をただす政治」をめざすと施政方針演説を行いました。そのような中で、今だに政局は不安定な状況から脱却できず、この国の形がどう変わるのか、そのことによって中央と地方の関係がどのような制

度や仕組みとなって形成されていくのか、今後とも注視していかなければなりません。

一方、本県においては、沖縄振興計画の最終年度となり、昨年3月に策定された沖縄21世紀ビジョンの実現に向け、基本計画策定の取り組みがなされています。本町においても、第三次総合計画の最終年度となり、第四次総合計画策定においては、これまでの策定手法を見直し、新たなまちづくりの指針の策定に向け、町民と一体となった取り組みの強化が求められています。

さて、私は就任から早くも2年5ヶ月が経ちましたが、引き続き町民の負託に応えるため、「町民の目線に立ち、町民本位の町政」を基本理念に、

- 一 平和なくして町民福祉なし。平和がすべての原点
- 一 町民が主体の「協働参画のまちづくり」の推進
- 一 町民の税金を大切に使う予算執行
- 一 職員との信頼関係の上に、職員が能力を十分に発揮できる風通しのよい職場づくり

を基本姿勢として、着実に確かな行政運営を確立してまいります。

今、時代は大きな変革の時を迎えています。国も技術革

新と国際化という大きな潮流の中で、その在り方を問われています。地方自治体も自治の理念が問われています。このような目まぐるしく変化する時代の中で、私たちは新しい時代を切り拓いていかなければなりません。

今や、行政は一時の停滞も許されません。「改革と創造」は、私たち西原町民が等しく担うべきテーマという認識の下に行政改革を推進し、財政の健全化、効率化を図り、西原町の確かな未来を創造してまいります。

平成23年度の予算編成は、引き続き大変厳しい財政状況ではありますが、

- (1) 西原町まちづくり基本条例（仮称）の制定
- (2) 庁舎等複合施設の工事着手
- (3) 町さわふじババ推進事業
- (4) 第18回西原まつり
- (5) 認可保育園移転建設費補助事業
- (6) 高齢者肺炎球菌及び子宮頸がん等予防ワクチン接種事業
- (7) 新認可保育園の開設
- (8) ファミリーサポートセンター事業
- (9) 雇用サポートセンター運営事業
- (10) 農地利用集積円滑化事業
- (11) 橋梁長寿命化修繕計画策定

(12) 西原町景観計画策定基礎調査

(13) 内閣御殿保存管理計画の策定事業着手

(14) 学校支援地域本部事業

(15) 子ども読書活動推進計画の策定・ブックスタート事業

(16) 西原中学校渡り廊下新設工事

など、主な新規事業などをはじめ、諸施策について予算編成しました。

以上、町政運営の基本姿勢及び平成23年度の予算の特徴を申し上げますが、次に執行体制と行財政の確立について申し上げます。

2 執行体制と行財政の確立

執行体制については、新規事業や継続事業への対応をはじめ、地方分権による権限移譲などに伴い、事務事業、行政需要は年々増大しています。このようなことから、国・県からの事務の権限移譲への対応を強化するとともに、西原町行政改革大綱を踏まえて、効率的な行政運営を推進します。

地方自治体は、その地域における最大のサービス産業であります。町民は最大の顧客であるとの認識の下に、明る

くさわやかな住民サービスを通して親しみ易い職場づくりに努めます。また、地方分権の進展に対応し、職員の資質の向上と職場の活性化に向けて、引き続き職員の自発的な自治研究活動を支援します。本庁舎は、建築から43年が経過し、老朽化、狭隘化により、住民サービスの面で不便をきたしており、庁舎建設は喫緊の課題であります。そのため、前年度から進めている西原町庁舎等複合施設の実施設計に基づき、今年度から地域交流センター（町民ホール）、保健センター、地域防災センターと庁舎との複合施設建設の工事に着手します。

本町では、「文教のまち西原」「人かがやき 自然ゆたか文化かおる 平和創造のまち」の将来像を掲げ、これまで多くの施策に取り組んできました。当計画における基本構想の目標年次及び基本計画の計画期間が平成23年度までとなっているため、今年度から今後の町民と行政のまちづくりの行動指針となる「西原町まちづくり基本条例（仮称）」の制定と国土利用計画の策定に取り組みます。

行政運営の公正の確保や透明性の向上及び町民の権利利益保障については、引き続き、

情報公開制度・個人情報保護制度の運用・強化を図ります。

平成23年度の地方財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど、厳しい状況にあります。本町財政においても、歳入面では、地方交付税・国庫支出金・地方債に依存した構造になっており、自主財源の確保は、最重要課題であります。

自主財源の大宗をなす町税については、未申告者に対する申告勧奨や実地調査などを行うとともに、県税・国税との連携を強化し、課税客体的確な把握に努めます。

また、税の公正、公平性の観点から悪質な滞納者に対しては滞納処分を行い、それでも納付に至らない場合は、不動産公売やタイヤロックなどを実施し滞納整理をより一層強化します。

納税者の利便性の向上と収納確保に向け、町民税・固定資産税・軽自動車税の平成24年度コンビニ収納の導入に向け、今年度中にシステムの改修を行います。

さらに、課題となっている町有地については、財源確保の観点から積極的に処分に向け取り組みます。

歳出面では、人件費などの義務的経費の割合が高く、弾

力性に乏しい構造となっており、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれますが、歳出削減のための事務事業の総点検を実施し、効率的な財政運営に努めます。

次に、平成23年度主要施策の概要を申し上げます。

3 平和事業の推進

去る大戦では10数万人の県民が犠牲になり、本町においても当時の住民の約半数近く、尊い命と多くの財産、そして貴重な文化遺産や自然を失い、今だに不発弾の処理や遺骨収集などを強いられています。このようなことから、私は平和の問題については、町政の最重要課題として位置づけ、あの忌まわしい沖縄戦の悲劇を忘れることなく、「命どう宝」

を後世に語り継ぎ、平和な社会建設に努めていくことが何より優先されるべきものと考えています。そこで、町平和事業推進委員会を充実させるとともに、今年度も平和音楽祭、町内戦跡講座、平和の語りべによる平和学習や戦争体験証言集「平和への証言」を活用しての

平和教育、西原町地元住

民戦没者刻銘碑への追加刻銘など各種平和事業を推進し、一層の町民の平和意識の高揚と恒久平和の実現をめざします。

また、2004年の沖国大へのヘリ墜落事故後、米軍普天間飛行場への飛行ルートが変更され、軍用機の騒音で町民からの苦情が増えています。米軍基地の存在に脅かされているのは、本町でも同様で、昨年10月に、西原町、豊見城市、南風原町、与那原町、中城村の5市町村で構成する「米軍基地の所在しない市町村連絡協議会」を発足し、防衛大臣他関係閣僚に対し、「要請書」を提出しました。今年度も引



口座振替をご活用ください！

町税等の納付には口座振替が便利です。

- ・納め忘れがなくなります。
- ・金融機関窓口に行かなくてすみます。
- ・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

口座振替のお申込は…

口座振替のお申込は下記の金融機関で!!
金融機関

- ・沖縄県農業協同組合
- ・沖縄海邦銀行
- ・琉球銀行
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄銀行
- ・コザ信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

※申込書は町内の金融機関または西原町各収納担当課窓口で配布しています。

お問合せ

各種お問合せは各収納担当課窓口まで
総務部税務課 ☎ 945-4729
福祉部健康推進課 ☎ 945-4791
福祉部福祉課 ☎ 945-5311
福祉部介護支援課 ☎ 945-5013
教育委員会学校教育課 ☎ 945-5039
学校給食共同調理場 ☎ 945-4935

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、納付書の納付期限日と口座振替日が異なります。

口座振替日は各期25日（25日が休みの場合は翌営業日）となります。

詳しくは下記、納期限一覧表でご確認ください。

記帳文言一覧表

口座振替を行った際、通帳に記帳される文言は、下の表のとおりです。

種 目	記帳される文言	
	漢字表記の場合	カタカナ表記の場合
町 県 民 税	西原町県民税	ニシハラチョウセイ
固 定 資 産 税	西原町資産税	ニシハラシヤンゼイ
軽 自 動 車 税	西原町軽自税	ニシハラカイジゼイ
国 民 健 康 保 険 税	西原町国保税	ニシハラコクホゼイ
介 護 保 険 料	西原介護保険	ニシハラカイゴホケン
後期高齢者医療保険料	西原後期保険	ニシハラコウキホケン
学 校 給 食 費	西原町給食費	ニシハラキョウシヨクヒ
保 育 所 保 育 料	西原町保育料	ニシハラホイクリョウ
幼 稚 園 保 育 料	西原幼保育料	ニシハラヨウホイク
預 かり 保 育 料	西原預保育料	ニシハラヨウアズカリ

～ 平成23年度 町税等納期限（口座振替日）一覧表 ～

種 目	納期（口座振替日）							
	第一期分	第二期分	第三期分	第四期分	第五期分	第六期分	第七期分	第八期分
町 県 民 税	6/30	8/31	10/31	1/31				
固 定 資 産 税	5/2	8/1	12/27	2/29				
軽 自 動 車 税	5/31							
介 護 保 険 料								
国民健康保険税	8/1 (7/25)	8/31 (8/25)	9/30 (9/26)	10/31 (10/25)	11/30 (11/25)	1/4 (12/26)	1/31 (1/25)	2/29 (2/27)
後期高齢者医療保険料								

種 目	納 期											
	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分
学 校 給 食 費	5/10	6/10	7/11	8/10		9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/12
保 育 所 保 育 料	4/20	5/10	6/10	7/11	8/10	9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/12
幼 稚 園 保 育 料	4/20	5/10	6/10	7/11		9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/12
預 かり 保 育 料	4/20	5/10	6/10	7/11	8/10	9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/12

※幼稚園入園許可手数料は幼稚園保育料に包含

ゴールデンウィークのゴミ回収について

ゴールデンウィーク期間中のゴミ回収については、下記の日程となりますのでご注意ください。

引き続き、ゴミの減量化、リサイクルのため、分別の徹底にご協力ください。



5/5(木) こどもの日	5/4(水) みどりの日	5/3(火) 憲法記念日	5/2(月)	5/1(日)	4/30(土)	4/29(金) 昭和の日	
休み	通常どおり	通常どおり	通常どおり			通常どおり	可燃ゴミ
休み	通常どおり	通常どおり	通常どおり		通常どおり	通常どおり	不燃ゴミ
休み	通常どおり	通常どおり	通常どおり		通常どおり	通常どおり	危険ゴミ
休み	通常どおり	通常どおり	通常どおり		通常どおり	通常どおり	粗大ゴミ
休み	休み	休み	通常どおり			休み	資源ゴミ

お問い合わせ／総務部町民生活課 環境保全係 ☎ 945-5018

緊急！ 草木類のごみ出し方法の変更について

環境保全係より

4月4日（月）より当分の間、草木類の回収方法について次のように変更します。ご協力ください。

1. 「燃えるごみ」として出す場合

- ① 枯れた木枝は「燃えるごみ」です。
- ② 枯れた葉及び草は「燃えるごみ」です。
- ③ 青い状態の葉及び草は、枯らしてから「燃えるごみ」として出してください。
- ④ 直径が10cm以上の青い状態の木枝は、枯らしてから「燃えるごみ」として出してください。

2. 「資源ごみ」として出す場合

- ・直径が10cm以内の青い状態の木枝は「資源ごみ」です。

2月号の記事の中でごみ出し方法の変更開始を「4月5日」と掲載しましたが、「4月4日」の誤りです。お詫びして訂正します。

※木枝は50cm程度に切り、容易に持てる程度に束ね、ひもで縛って出してください。葉や草等は、散乱しないように束ねるか本町指定の燃えるごみ袋に入れて出してください。

※木枝は150cm程度に切り、容易に持てる程度に束ね、ひもで縛って出してください。

お問い合わせ／総務部町民生活課 環境保全係 ☎ 945-5018

4 月 保 健 事 業 日 程

月日	曜日	事 業 名	対 象 者	実 施 場 所	使 用 室	受付時間
4/7	木	3歳児健診	H19.12.1生まれ～H19.12.31生まれ	中央公民館	ホール・控室・和室	13:30 ～ 14:15
4/10	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00 ～
4/13	水	ベビースクールⅠ	H22.10.4生まれ～H22.12.9生まれ	中央公民館	調理・和室	13:30 ～
4/14	木	1歳半健診	H21.8.11生まれ～H21.9.10生まれ	中央公民館	ホール・控室	13:30 ～ 14:15
4/20	水	ベビースクールⅡ	H22.10.4生まれ～H22.12.9生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30 ～
4/25	月	BCG	3ヶ月～6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30 ～ 16:30
4/28	木	ポリオ	3ヶ月～7歳半	中央公民館	ホール	13:45 ～ 15:00
4/28	木	ベビースクールⅢ	H22.10.4生まれ～H22.12.9生まれ	坂田児童館	ブレイルーム	10:00 ～
5/8	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:00 ～

◆お問い合わせ◆ 福祉部 健康推進課 ☎ 945-4791 fax 944-6554

●町内相談機関●

総合相談

日常生活のあらゆる相談

時間／午前10時～午後4時
（正午～午後1時を除く）
月／福祉相談 宮良律子
火／一般お悩み相談 伊禮クニ枝
水／法律相談（午後1時～4時）
垣花豊順（弁護士）
木／消費生活相談 大城恵美
金／子ども悩み相談 岸本ヨシ子
問合せ／西原町社会福祉センター内
総合相談所 ☎835-8822 ☎945-3651
※予約優先

窓口相談

何でも相談

第1・第3火曜（祝日の場合、翌週）の
午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）
問合せ／企画財政課 ☎945-5340

教育相談

不登校生徒及び保護者への支援、助言

月～金 午前8時30分～午後5時15分
（正午～午後1時を除く）
相談員／末吉良治、屋比久薫、佐久川弥生
問合せ／教育委員会相談室 ☎944-3603

行政相談

行政に対しての苦情や要望

行政相談委員／平良ヨシ江
大城 恵子
基本は随時、但し、第4火曜は巡回相談：
午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）
問合せ／企画財政課 ☎945-5340

人権相談

人権に関する相談

随時 相談員／玉城藤子、安里政雄
知花正、當眞信子
問合せ／総務課☎945-5011
※ 要電話受付

法律相談

弁護士による法律に関する相談

日 時／第3火曜日午後2時～5時半
相談員／永吉盛元
問合せ／総務課 ☎945-5011
※ 要事前予約

身体障害者相談

申請手続きなど

随時 相談員／奥原 陽子 ☎946-2617
玉那覇俊雄 ☎945-1747
糸数ノリ子 ☎945-9169
木本 幸子 ☎944-0339
問合せ／介護支援課 ☎945-5013

知的障害者相談

養育、生活などの相談

随時 相談員／安谷屋千恵子 ☎946-4411

精神障害者相談

精神的悩みの相談

月火木金：午前9～12時、午後2～6時
水・土：午前9～12時
医師／城南政州
問合せ／城南医院 ☎945-4551

地域包括支援センター

高齢者に関する相談

随時 相談員／玉城、与那嶺、新垣
問合せ／西原敬老愛園内 ☎882-0117

【試験日】

6月5日（日）

第1回危険物取扱者試験の実施について

※居室及び台所にも設置をお勧めします。
【お問合せ】東部消防組合予防課
☎946・5479

【設置が義務の場所】寝室及び子ども部屋（寝室の場合、階段上階部分）
※居室及び台所にも設置をお勧めします。

平成23年6月1日までに、すべての住宅に住宅用火災警報器（煙感知器）の設置が義務化されます。子ども部屋や高齢者の居室や寝室に取り付けましょう。

〈住宅用火災警報器の設置はお済みですか？〉

住宅用火災警報器の設置義務化について

人づくり支援の会事務局
☎945・3442（担当…與那城）



【試験の種類】甲種、乙種（第1類～6類）、丙種
【願書受付期間】4月18日（月）～25日（月）
【願書配布場所】各消防本部・（財）消防試験研究センター沖縄県支部
【願書提出先・お問合せ】（財）消防試験研究センター沖縄県支部
☎941・5201
※電子申請できます。詳しくはホームページをご覧ください。

平成23年度 西原町中学生海外短期留学実施要項

【目的】本町の中学生をハワイに派遣し、教育・文化・歴史・産業等の視察学習及びホームステイ等の活動をとおして、国際的視野を広めるとともに、海外青少年との友情を深め、国際性を身につけ、21世紀の国際社会に対応しうる青少年の育成を図る。

【方針】派遣人員は10名とする。（NPO法人西原町人づくり支援の会からの派遣人員含む。）費用の実費の一部（159,000円）を西原町が負担し、残りを個人負担（25万円程度。ただしサーチャージ料等により変動あり）とする。

【応募資格】本町の町立中学校の生徒及び本町在住の中学2年生。（就学のため一時的に町外に転出した者を含む。）

【派遣先】アメリカ合衆国ハワイ州・オアフ島

【派遣期間】夏休み期間中の2週間

【応募方法】①募集期間 平成23年4月18日（月）～5月15日（金）
②提出書類 申込書（本人）、同意書（保護者）、調査書（学校）各1通

【お問い合わせ】西原町教育委員会 学校教育課 ☎945-5039（内線512）
※西原中学校・西原東中学校の生徒は、それぞれの学校へお問い合わせください。
※応募者が定員に達しなかった場合、中止になることもあります。

お知らせ

西原町まちづくり町民講座の開催について

町では今年度、まちづくりの指針となる「（仮称）まちづくり基本条例」づくりを始めます。そこで、まちづくりに関心を持っていただくことを目的に次の講座を開催します。まちづくりの主役は住民のみなさます。多くのご参加をお待ちしています。

【第1回】5月12日（木）「まちづくり基本条例とは（仮）」

講師…島袋純（琉球大学教授）
【第2回】5月19日（木）「西原町のまちづくりの現状と課題（仮）」講師…上間明（西原町長）

【第3回】5月26日（木）「庭先からまちづくり」講師…石原絹子（NPO法人コミュニティおきなわ代表理事）

【場所】町中央公民館

【開催時間】午後7時～9時

【お問合せ】総務部企画財政課

☎945・4533

FAX946・6086

土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第416条第1項の規定により、平成23年度土地家屋価格等縦覧帳簿について、次のとおり縦覧することができます。

【縦覧できる方】西原町内に所在する土地、家屋償却資産を所有する方

【必要なもの】

・所有者本人の場合…運転免許証等本人であると確認できるものと印鑑
・所有者以外（代理人）…所有者からの委任状と運転免許証等代理人であると確認できるもの及び代理人の印鑑

【縦覧期間】4月1日～5月2日（土日、祝日除く）8時30分～17時15分（昼休除く）

【縦覧場所】総務部税務課

【お問合せ】総務部税務課

☎945・4729（内線143）

民間開発予定地等の不発弾等探査の要望者募集

民間開発予定地等の調査を行い、不発弾等の探査・発掘箇所の選定に反映させるため、以下のとおり不発弾等探査要望者を募集します。

【対象箇所条件】①探査予定面積が、100㎡を超えること
②地主及び小作人が不発弾等探査・発掘に同意していること

【探査対象外】将来公共工事等が予定されている箇所や急傾斜地等の探査難渋箇所、付近に住居等（構造物）が存在し探査実施に影響がある箇所等。予算の範囲内で探査・発掘作業を実施するため、要望したが探査実施できない事もあります。

※沖縄県の事業として実施されるため、個人負担は一切ありません。

【申込期限】4月25日（月）

【申込先】総務部総務課

☎945・5011

第9回「梅の香り」うた遊び大会のご案内および出場者募集

【日時】4月30日（土）午後6時から

【場所】小那覇児童公園特設会場（雨天時は中央公民館）

【主催】「梅の香り」歌碑建立記念事業委員会・小那覇自治会

〈出場の申込〉

出場希望者は住所・氏名・年齢・性別・連絡先（自宅または携帯）・応募動機を記入の上、顔写真を貼付（証明用サイズ）し提出。

※出場者数は15組。応募多数の場合は選考の上、出場者に通知します。

【参加費】2千円

【受付〆切】4月15日（金）

【申込先】小那覇公民館（字小那覇397番地）

☎・FAX946・0748

第14回チャリティー展示即売会開催のお知らせ

NPO法人西原町人づくり支援の会では、町内の才能と意欲のある若者を支援するため人材支援事業を実施しています。事業の一環で「第14回チャリティー展示即売会」を次のとおり開催します。展示即売会の収益金は事業に役立てられますので、ご協力をお願いします。

【展示品】陶芸・書道・絵画・手芸・写真・他

【日時】4月15日（金）～17日（日）

【場所】サンエー西原シティ食品館側コート

【お問合せ】NPO法人西原町

国際標準規格 ISO9001：2008 認証取得 預かり金保証制度（国庫補助事業）加入会社

Since1981

沖縄県知事免許（8）第0928号
あなたのホームプランナー



南新物産

南風原本店 〒901-1104 沖縄県南風原町宮平641番地の7
TEL:098-889-4007 FAX:098-889-4033 <http://www.nanchan.co.jp> E-mail hae@nanchan.co.jp

地域の不動産業で29年

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。



ナンちゃん®

と
し
よ
かん
図書館
だより

にし はら ちょう りつ と しよ かん
第79号 西原町立図書館
TEL.944-4996 FAX.944-4997
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



サワフージ ウンタマキルー
西原町立図書館マスコットキャラクター



図書館カレンダー

April 4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

四月休館日
【21日】館内整理日
【29日】昭和の日

開館日
【火～金】
午前10時～午後7時
【土・日】
午前10時～午後5時
は休館日です。

休館日
まいしゅうげつようび
毎週月曜日
かないせいりび
館内整理日（第3木曜日）

「こどもの読書週間」について
期間：4月23日(土)～5月12日(木)

子どもたちにもっと本を！との願いから「こどもの読書週間」は始まりました。
小さいときから本を読む楽しさを知っていることは、こどもが大きくなるためにとても大切なことです。「こどもの読書週間」のあいだ、図書館や本屋さん、学校などでは、読み聞かせや人形劇などの楽しい行事がいっぱい行われます。「こどもの読書週間」は、大人が本をこどもに手わたす週間でもあります。
西原町立図書館では、4月22日(金)から5月18日までの間、「こどもの読書週間」にちなんだ資料展を開催します。この機会に親子で読書を楽しみませんか。

【利用者カードの更新手続きについて】		
対象者	区分又は必要書類	詳 細
西 原 町 民	○一般、中高生	①住所、氏名が確認できるもの ＜免許証、保険証、住民票（発行日から3ヶ月以内）など＞ ◇いずれもない場合は、3ヶ月以内に発行された本人名義の公共料金明細書（手続き不可）
	○小学生 （①または②）	①年賀状などの郵便物（6ヶ月以内）でも可。 ②保険証のコピー（名前と住所が確認できるようにコピーして下さい。） ＜※琉大附属小は、在籍証明書も必要です。＞
西原町内在勤者	○運転免許証＋ （右記の①又は②又は③）	①社員証 ②保険証（記載されている事業所の住所が西原町であるもの） ③在勤証明書
西原町内在学者	○運転免許証＋ （右記の①又は②）	①学生証（在籍期間が記載されているもの） ②在籍期間の記載が無い場合は、在学証明証書が必要です。 ＜※勤務証明書と在学証明書の様式は、西原町立図書館ホームページからのダウンロードも可能です。＞
家族分まとめての更新		・保険証や住民票など、家族分の名前と現住所が確認できるものをお持ちの方は、まとめて更新することができます。

【定期行事】

紙芝居

上演のお知らせ

日時：4月2日、16日(土)、午前10時30分
場所：おはなしのへや 〈毎月第1、第3土曜日〉

おはなし会

のお知らせ

日時：4月10日、24日(日) 午後3時
場所：おはなしのへや 〈毎月第2、第4日曜日〉

上映会のお知らせ

日時：4月17日(日) 午前11時
場所：町立図書館 2階集会室
上映作品：「どんぐりと山猫」(40分)
〈毎月第3日曜日〉

●図書館からのお願い〔書籍の寄贈について〕●

本館には、町内外の方々から書籍の寄贈があり活用されています。しかし、寄贈された書籍の中には落書きや、文章に線が引かれているなど図書館用の本として利用できないこともあります。
寄贈する時は、落書き、汚れなどがないかどうか、確認していただきますよう、よろしくお願い致します。


あがりティーダウォーキング

正しいウォーキングやストレッチの方法を教えます！

☆期間 平成23年4月～平成24年3月(毎月第2日曜日)
第1回 平成23年4月10日 第7回 平成23年10月9日
第2回 平成23年5月8日 第8回 平成23年11月13日
第3回 平成23年6月12日 第9回 平成23年12月11日
第4回 平成23年7月10日 第10回 平成24年1月8日
第5回 平成23年8月14日 第11回 平成24年2月12日
第6回 平成23年9月11日 第12回 平成24年3月11日

☆集合場所 あがりティーダ公園
☆コース あがりティーダ公園
マリンパーク周辺
☆参加費 無料

☆時間 8:00～8:30 開会・受付・ストレッチ
8:30～9:20 ウォーキング
9:20～9:30 閉会・ストレッチ

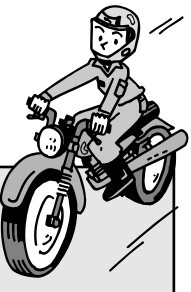
参加者大募集！



今、話題のノルディックウォーキングも体験できます♪

お問い合わせ先／福祉部健康推進課 ☎ 945－4791

二輪車の盗難防止・盗難車両の早期発見のために
グッドライダー・防犯登録に加入しよう！



盗難はユーザー登録と販売店加盟でシャットアウト！
2つの照会システムが、あなたの二輪車を盗難から守ります。万が一の場合でも、全国のオンライン網で情報を共有、警察と全国二普協、販売店の三者の連携で、早期発見を実現します。すべての安心は、「グッドライダー・防犯登録」から。

グッドライダー・防犯登録は、ライダーの必須マナーです！
グッドライダー・防犯登録は、二輪車の盗難防止と万が一の盗難時の早期発見を実現するための防犯システムです。ユーザーが防犯登録に加入することで、二輪車のデータが警察のコンピューターに登録されるので、不審車両が発見された場合は、所有者への確認ができるため、盗難の早期発見を可能にします。

詳しくは……＜(社)全国二輪車安全普及協会＞ホームページへ
<http://www.nifukyo.or.jp/>
お問い合わせ：浦添警察署生活安全課 ☎ 875-0110（内線264）



●紛争の予防(各種登記・遺言相続・事業承継・法律相談)
●問題の解決(借金問題・交通事故・借家問題・裁判手続)
●手続き後のフォロー(多重債務者の生活再建・役員任期管理)

名嘉司法書士事務所
司法書士 名嘉 章雄

初回相談無料

悪質商法被害・消費者トラブルはご相談を

那覇市首里汀良町3-80-9 レジデンス弥生101号
nakaakio_jso@zg7.so-net.ne.jp TEL.098-943-0234

コープおきなわ ● 海邦銀行汀良支店
郵便局(〒) ※駐車場有り
●首里りゅうぼう
●首里中
●鳥堀交差点
モノレール首里駅 徒歩約2分

生涯学習だより

第180号 平成23年4月1日
西原町教育委員会
教育部生涯学習課
TEL 098-945-5036
FAX 098-945-6770



西原町婦人連合会に新しい風を～あなたの意見をきかせて～

町婦人連合会は、組織強化・拡充、事業を活性化するためにあなたのご意見を必要としています。どなたでも参加できます。多くのみなさまのご参加をお待ちしています。

日 時：4/27 (水) 午後7時～ 場 所：町中央公民館 大ホール
連絡先：町婦人連合会 (☎ 946-6657)

入場無料

3月12日、西原町生涯学習フェスティバルの一環として町中央公民館で開催。5名の児童が優勝目指して熱戦を展開し、5分で終わる対局もあれば、30分近く要した対局もあり、全体的には早指しの内容でした！

優 勝	仲村 一真 (南小3年2組)	準優勝	崎間 達帆 (南小3年2組)	第3位	関根 誠 (南小3年2組)
-----	-------------------	-----	-------------------	-----	------------------

★連絡先：町青少年健全育成協議会 (☎ 945-5036)



「小学校対抗将棋大会」 青少年伝統 文化交流大会

西原町生涯学習 フェスティバル



(書の実演コーナー)



(トランプゲームコーナー)

3月12～13日に町中央公民館を主会場に開催しました。

舞台部門も同時に実施予定でしたが、3月11日に発生した東日本大震災を考慮して、急遽中止し、展示部門のみを厳かに実施。

来場者は被災者の心配をしつつ、生涯学習活動を実践する団体の展示・体験コーナーに足を運びました。

舞台出演団体のみなさまには、日頃の学習活動の成果を発表する機会となるはずでしたが、

**ご理解とご協力
ありがとうございました**



(展示物に見入る来場者)



(手芸品を手にする来場者)

平成23年度は西原町中央公民館まつりを開催予定！

学級講座事業等のお知らせ

■連絡先:西原町中央公民館 (☎ 945-3657)

講座案内

講座名	内 容	対 象	期 間	時間	定員	申込期間	備 考
茶道講座	裏千家茶道 ①茶道を通しての一般的な知識 挨拶の仕方・お茶の飲み方・お菓子の頂き方など 一般的マナーについて 茶道具に触れる 他	一般対象	5/9(月)～ 6/6(月) (全5回)	10:00～ 12:00	15名	4/11(月)～ 4/28(木)	受講料：無料 但し教材費として1000円徴収します。 座椅子が必要な方持参してください。
たのしい環境講座	・地球温暖化ってなあに？ ・温暖化の原因は？ ・食料は大丈夫？ ・100年後、どうなるの？ ・自然ってなあに？ ・水の惑星？ 他	一般対象	5/10(火)～ 6/21(火) (全6回)	14:00～ 16:00	20名	4/11(月)～ 4/28(木)	受講料：無料

文化財事業等のお知らせ

◆連絡先:教育部生涯学習課文化財係 (☎ 945-5036)

頭もお腹也大満足！

2月13日に琉歌碑巡りを開催しました。晴れ間もののぞき絶好の天気の中、40名の参加者とともに本島東海岸コースを、垣花講師の解説を聞きながらまわりました。

うるま市にある浜千鳥節の碑では、地元に住んでいる上原夫妻から、歌碑設置の由来と地域の関わりを紹介していただきました。

また、カヌチャ・リゾート内で美味しい昼食をとり、バスの中や各歌碑の前では、新垣和則氏の唄・三線や伊志嶺忍さんの踊りに酔いしれ、楽しいひと時を過ごしました。



説明する上原正則氏 (浜千鳥の碑)

★3児童館事業等のお知らせ

坂田児童館 (☎944-6308) 西原児童館 (☎945-4393) 西原東児童館 (☎944-0976)

事業名	日 時	場 所	備 考
① ビデオ会	15(金)16:00～ 16(土)14:00～	坂田児童館	
② トランボリン	23(土) 14:00～15:00	〃	
③ 鯉のぼり集会	26(火) 10:00～11:00	〃	参加者：坂田幼稚園 マミーキッズ
④ マミーキッズ	毎週水曜日 10:30～11:30	西原児童館	対象：乳幼児の親子 申込：詳細は児童館へ！
⑤ 防犯ビデオ会	16(土) 14:00～15:00	〃	
⑥ 鯉のぼり掲揚式	20(水) 10:00～11:00	〃	
⑦ 工作会	9(土) 14:00～16:00	西原東児童館	材料費は実費です！
⑧ マミーキッズ	15(金) 10:30～11:30	〃	乳幼児の親子、募集中！
⑨ ビデオ会	26(火)～30(土)	〃	